

京都市告示第 232 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 7 月 6 日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科御陵経 2 号線	山科区御陵平林町 9 番地地先から 同町 11 番地の 1 地先まで	旧	メートル 59.20	1.40 ～メートル 2.25
		新	59.20	1.82 ～ 3.44
久世 28 号線	南区久世大築町 71 番地の 1 地先から 同町 52 番地の 1 地先まで	旧	45.80	4.60 ～ 4.70
		新	45.80	5.95 ～ 6.22
醍醐緯 17 号線	伏見区醍醐北端山 25 番地の 14 地先から 同町 25 番地の 4 地先まで	旧	40.90	4.30 ～ 4.80
		新	40.90	6.00 ～ 7.34

(建設局道路部道路明示課)